(4) 收監起訴されたる者は解雇す。
但正家族に対しては一千円乃至二千円の帰郷旅費を支給す。

(5) 会社は金子一封（金五千円）を贈る。

附記

(1) 即時双方共整戒を撤廃すること。

(2) 明十九日一番方より入坑すること。

別記

(1) 要求事項中

第二項解釈手当の勤務手当の制定

本項は調停者に一任し適当の時様に実施すること

第十項鶴焼従の安全燈料を会社にて負担すること

本項は三月一日より会社負担のことに既契成りたるも唯私面会社側の面目を立つる為め発表せざるものなり。

一、争議附記

1、応援労働組合名

日本鑛夫組合、冥東会同労働組合、渦本支部、日本労働組合同盟兵庫縣聯合会、郡山労働組合、日本労農党、日本労働組合評議会

2、争議に基く損害金額

本業主側、三十一万千百五十円

労働者側、四千八百九十円。

3、本争議に於ける主要犯罪